

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第42号

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例（昭和39年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「394人」を「399人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。